

条例案の概要の説明

部課名 土木建築部建築指導課

1 件名

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

2 改正の経緯及び必要性

建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）が平成30年6月に公布され、主に次の事項が公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることとなった。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第1項から第14項までの規定のただし書の規定による許可を受けた建築物の増築等については、その許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開により行う意見の聴取及び建築審査会の同意の取得を要しないこと。

イ 日常生活に必要な一定の建築物の建築について、建築基準法第48条第1項から第7項までの規定のただし書の規定による許可をする場合においては、建築審査会の同意の取得を要しないこと。

ウ 前面道路の境界線から後退して壁面線の指定等がある場合において、知事が安全上等支障がないと認めて許可した範囲内で建蔽率を緩和できること。

エ 一の既存不適格建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合において、知事が当該2以上の工事の全体計画が一定の基準に適合すると認めるときは、段階的・計画的な改修が可能となること。

オ 既存建築物の用途を変更して興行場等又は特別興行場等として使用する場合において、知事が安全上等支障がないと認めるときは、建築基準法の一部を適用除外とすること。

に伴い、建築の許可等の申請に対する審査に係る手数料の徴収根拠を定める等の必要がある。

3 改正案の概要

建築基準法第7条の3第5項又は第6項の規定による許可を受けた建築物については、第3章から第6章までの規定は、適用しない。(第30条関係)

用途地域等における特例許可を受けた建築物の増築等の特例許可の申請に対する審査等に係る手数料の徴収根拠を定める。(別表第5関係)

建築基準法等の一部が改正されたことに伴い、条例の規定を整理する。(第2条、第24条、第29条の2、第29条の3、第29条の5から第29条の7まで、別表第3及び別表第5関係)

その他所要の改正を行う。(第1条関係)

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。ただし、第21条、第22条、第24条及び第30条の改正規定(同条第3号に係る部分を除く。)は、公布の日から施行する。(附則第1項)

この条例の施行に関し、必要な経過措置を定める。(附則第2項)

4 根拠法令

地方自治法(昭和22年法律第7号)第27条

建築基準法第8条

建築基準法の一部を改正する法律第1条及び第2条

5 関係各課との調整状況

財政課と調整済み

6 添付資料

新旧対照表

根拠法令等の参照条文

その他参考となる資料